

幌延風力発電事業 更新計画
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和4年5月

幌延風力発電株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して一か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和4年2月15日（火）

(2) 公告の方法

① 新聞紙による公告

下記の新聞紙に「公告」を掲載した（別紙1参照）。

- ・ 令和4年2月15日付 北海道新聞（朝刊：33面）
- ・ 令和4年2月15日付 日刊宗谷（2面）
- ・ 令和4年2月15日付 日刊留萌（7面）

② 町内回覧によるお知らせ

下記の町内回覧に、住民説明会を開催する旨を掲載した。

- ・ 令和4年2月24日（木）発行 天塩町町内回覧（別紙2参照）

③ インターネットによるお知らせ

令和4年2月15日（火）から、下記のウェブサイト情報を掲載した。

- ・ 北海道のウェブサイト（別紙3-1参照）
- ・ 幌延町のウェブサイト（別紙3-2参照）
- ・ 豊富町のウェブサイト（別紙3-3参照）
- ・ 天塩町のウェブサイト（別紙3-4参照）
- ・ 幌延風力発電株式会社のウェブサイト（別紙3-5参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体の計7箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。縦覧期間中のアクセス数は、5,793回であった。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課
- ・幌延町役場 企画政策課
- ・幌延町生涯学習センター 図書室
- ・豊富町役場 1階ロビー
- ・豊富町定住支援センター※
- ・天塩町役場 1階ロビー
- ・天塩町役場雄信内支所（雄信内生活改善センター）

※令和4年2月19日に豊富町役場担当者より、豊富町定住支援センターが新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場となり、急遽閉館するとの連絡があった。そのため、センター入口に貼り紙を設置し、豊富町役場で縦覧できる旨を案内した。

② インターネットの利用による縦覧

- ・幌延風力発電株式会社のウェブサイト
<https://www.horonobe-wp.com>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和4年2月15日（火）から3月16日（水）までの開庁・開館日
- ・縦覧時間：開庁・開館時間に準じた

なお、インターネットの利用による縦覧については、北海道、幌延町、豊富町、天塩町のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は4名で、各縦覧場所別の縦覧者数は以下に示すとおりである。

- ・北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課：0名
- ・幌延町役場 企画政策課：1名
- ・幌延町生涯学習センター 図書室：2名
- ・豊富町役場 1階ロビー：1名
- ・豊富町定住支援センター：0名
- ・天塩町役場 1階ロビー：0名
- ・天塩町役場雄信内支所（雄信内生活改善センター）：0名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の2の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
(別紙1、別紙2、別紙3-1～3-5参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は表1に示すとおりである。

会場は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置が北海道に適用されていたことから、豊富町及び天塩町の予定会場を使用することが困難になったため、幌延町の会場に変更した。

開催時期・会場の変更については、最新情報を確認しながら表2に示すとおり対応した。

表1 説明会の開催日時、場所及び参加人数

日時	会場（当初予定）	会場（実施）	参加者数
3月11日（金） 18～20時	幌延深地層研究センター 国際交流施設 会議室1及び2	幌延深地層研究センター国際交流施設 会議室1及び2	0名
3月12日（土） 10～12時	天塩町社会福祉会館 講習室1号・2号		5名
3月12日（土） 17～19時	豊富町民センター 小会議室・大会議室		2名
3月13日（日） 12～14時	幌延深地層研究センター 国際交流施設 会議室1及び2		0名

表2 まん延防止等重点措置の適用に対する、住民説明会開催に向けた対応

適用時期	対応	ホームページ等での周知
令和4年1月27日 ～3月6日（延長）	【開催時期の変更】 3月4日～6日 →3月11日～13日	- 事業者ホームページにて、「まん延防止等重点措置の延長に伴い、住民説明会の日程が変更になりました」と掲載 - 各町ホームページにて、日程変更のお知らせを掲載
令和4年1月27日 ～3月21日（再延長）	【開催場所の変更】 幌延町、豊富町、天塩町→幌延町のみ	- 事業者ホームページにて、「まん延防止等重点措置の延長に伴い、説明会会場を変更しました」と掲載 - 各町ホームページにて、会場変更のお知らせを掲載

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和4年2月15日（火）から3月31日（木）まで
（郵送による意見書は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。意見書の様式は、別紙4に示すとおりである。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で2通の意見書が提出された。提出された意見は8件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条に基づく、準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書についての提出された環境保全の見地からの意見と事業者の見解

<騒音・超低周波音、振動について>

意見書1

意見	一般の意見	事業者の見解
1	説明会に参加させて頂きました。心配なことが3点あります。 ①騒音・超低周波・振動は更新された時点でどうなるか。 (風車が大きくなるので増大すると思われる。)	建替え後の風力発電機の基数は5基を予定しており、現在の既設風力発電機28本から大幅に少なくなります。風車が稼働することによる騒音は、準備書p.438に記載したとおり現在の測定値より小さくなると予測しています。また、超低周波音はp.467に記載したとおりであり、がたつき等は不快にならない程度であると考えています。これらの結果に加え、風力発電機の異常音等の発生を低減するため、定期的にメンテナンスを行うことから、事業の実施による騒音・超低周波音の影響は少ないと考えています。
2	②資材の搬入が夜間になると車両通行の沿道に位置する我が家で安眠できるかどうか。(ダンプが通ると揺れを感じる。)	夜間の資材搬入は行いません。昼間の工事の資材運搬に伴う振動の予測結果は、準備書p.478に記載したとおり、要請限度を大きく下回り気にならない程度であると考えています。また、工事工程の調整によりピーク時の台数を減らすことや、工事関係車両のルート配分を検討することから、事業の実施による振動の影響は少ないと考えています。

<電波障害について>

意見書1

意見	一般の意見	事業者の見解
3	③電波障害が拡大しないかどうか。(現在もあるので) ①と③については、作動しないとわからないことですか。 防ぐ対処があれば、建設前によりしくお願いします。②については、日中と夜間を平均化できればと思います。 以上です。	電波障害の状況について、今後も実態把握に努めてまいります。

意見	一般の意見	事業者の見解
4	■全体的な調査 既存の風車の存在による鳥類等の自然環境への影響の程度を明らかにするためには、既存風車の建設前の状況と比較する必要が有ります。しかしながら、既存のオトンルイ風力発電所は風力発電事業が環境影響評価法の対象事業になる前に建設されたものであり、建設前の環境影響評価が十分ではないため、既存風車の建設前後で影響を比較することができません。そのため、既存風車の建設前の自然環境の状況を知り、既存風車の存在による環境影響を明らかにするためには、建替えのために既存風車を撤去した後に、計画地に風車が1基もない状態で1年間程度の調査を行う必要があります。	既設風力発電機の存在による影響については、これまで既設風力発電所で実施してきた自主調査や本事業に係る現地調査の結果を踏まえて検討を実施しました。調査結果として利用した文献は、「3.1.5 (1) 動物の生息状況」に、その結果は「10.1.3 動物 (1) 重要な種及び注目すべき生息地 (海域に生息するものを除く) 1) 調査結果の概要」に記載しました。これらは既設風力発電機の建設前における調査結果を踏まえた予測結果であることから、風力発電機撤去後に、風力発電機がない状態での調査は実施しない方針です。

意見	一般の意見	事業者の見解
5	■景観 既存のオトンルイ風力発電所の風車は海岸沿いの道道106号線に沿って建てられています。サロベツ湿原南部や天塩川等から利尻山を眺める場合に、利尻山の前や南側に風車群が視界に入る場所が多く、景観への影響が極めて大きくなっています。また、今回の建替えにより風車が大型化し、全高が高くなるため、これまでより遠くからでも、風車が大きく見えることとなります。景観への影響を評価するのに、利尻山への眺望が主要な評価対象となっていますが、サロベツ湿原が持つ景観の価値は、利尻山に対する眺望だけではありません。海岸から見た景観だけでなく、内陸側からサロベツ湿原を見た際に眺望できる、湿原とその背後の砂丘林がある、余計な人工物が何もない広々とした風景にサロベツ地域の景観的価値があります。今回の環境影響評価は、サロベツ国立公園の景観について悪影響がないかだけの評価するものであり、海岸沿いの音類風車群を通りかかった観光目的の人を対象としたアンケートにより、風車がある景観の好き嫌いから影響を評価することは、適切な景観への影響評価手法とは言えません。 サロベツ湿原センターや幌延ビジターセンターを訪れた人や地域住民を対象に、サロベツ湿原側から見た湿原と砂丘林や利尻山の景観を見てもらい、景観への影響を評価する必要があります。実際には垂直見込み角の角度の大小だけではなく、風車の横への広がりや景観と視野をどの様に妨げるのか、視野の中で横に広がる風車群の存在がサロベツの素晴らしい景観を損なっていないかという観点で影響を評価すべきです。なお、景観の中に風車が存在することの好き嫌いなどの景観に対する影響評価は、ヒアリング等をした個人の考え方に依拠することが明らかになっているので（道北で増える風力発電について考える（2021/12/12）講演内容より）、できるだけ多くの人にヒアリング等を行うことが重要となります。 環境影響評価の中で景観は主に垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔などの構造物に対する評価基準であり、風車の評価基準として用いるのは不適切です。また、広々とした風景に高い価値があるサロベツ地域に対し、圧迫感の有無を評価基準として用いるのも不適切です。垂直見込み角による評価では、風車が何基か並んで景観の中で壁のように並んで見えても、風車が1基しかないものとして影響を評価するので水平見込み角は考慮されません。それでは水平方向にも素晴らしい景色を持つサロベツ地域の景観の価値を適切に評価することができません。それには、景観の変化に対して敏感で、負の影響を強く受ける自然保護団体や地元在住で日頃から音類風車を眺めている地域住民からも積極的に意見を聞くことが唯一の方法です。 サロベツ地区の景観保全という観点では、稚咲内砂丘林の樹冠部（スカイライン）から上に突き出た風車の建設は一切避けるべきです。	1基あたりの風力発電機は大型化し大きく見えることとなりますが、1基毎の隙間が空くことで密集した印象にならないため、景観への影響は小さいと考えています。 景観の調査地点については、方法書に対するNPOや住民の意見も参考に設定したため、十分なものであると認識しています。 アンケート調査については、現地でサロベツ湿原センターや幌延ビジターセンターを訪れた地元の方に問うことも検討しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、調査実施時期は施設が閉館していたこと、また、十分な回答数を得づらいためと判断し、webアンケートで実施しました。アンケートの回答者は、オトンルイ風力発電所を目的として訪れた人に限ったものではなく、回答結果として十分なものであると考えています。 水平的景観については、準備書p.1438に示す景観の専門家の意見を反映し、垂直見込み角と合わせて検討しました。予測結果は、準備書p.1387に示す通りであり、影響は小さいと判断しました。 スカイラインについては、風力発電機がスカイラインを横切る眺望点はごく一部であり、ほとんど気にならないものと考えています。

意見	一般の意見	事業者の見解
6	■鳥類 ・希少猛禽類 貴社が実施した環境影響評価においても、希少猛禽類のオジロワシとオオワシが対象事業実施区域とその周辺を主要な繁殖地および越冬地として利用していることが明らかになりました。特にオオワシは既存のオトンルイ風力発電所の事業地の範囲に飛翔線が少ないことから、障壁影響が起きており、施設が存在すること自体がオオワシの行動に著しい影響を与えていると考えます。また、希少猛禽類のチュウヒは対象事業実施区域内を主要な採餌環境としていることも明らかになりました。以上のことから、対象事業実施区域およびその周辺での風力発電施設の建設は取り止めるべきです。 なお、希少猛禽類に対する飛翔状況に関する事後調査(空間飛翔調査)は、気象条件等により飛翔が影響を受け、適切な結果を得られない可能性があるため、月1回では少なすぎます。最低でも月に3回は行うべきです。 ・ガン・ハクチョウ類 建て替えられる風車は既存のものよりもかなり大型であることから、障壁影響が発生やその程度が増大することが懸念されます。そのため、既存の風車を取り壊した後、風車が建っていない状態で1年間程度の空間飛翔調査を行い、取り壊し前と後とで調査結果を比較すべきです。また、風車の建て替え後も空間飛翔調査を行い、対象事業実施区域の北側に隣接する(仮称)浜里風力発電事業があることにより生じる、累積的影響も含めてガン・ハクチョウ類の渡りの状況に変化や影響がないかを確認すべきです。 ・小鳥類 環境影響評価の際に実施されたレーダー調査の結果から、特に秋の夜や日中にヒガラを中心に多くの鳥類が風車のローターブレード回転域を渡っていることが分かり、この地域が小鳥類の渡りにとって重要な場所であることが改めて確認されました。ローターブレードの回転域を飛翔する鳥類の個体数割合が全体の30%程度であることは、渡り鳥全体の数から考えても少ない数字とは言えません。そのため、渡り鳥の保全の観点からも対象事業実施区域およびその周辺での風力発電施設の建設を避けるべきです。万が一、施設を建設することになった場合でも、鳥類の渡り時期における施設の稼働停止をすることにより、渡りへの影響を避けるべきです。 ・死骸探索調査 死骸調査の間隔が長いと、死骸がカラス類やキタキツネなどに持ち去られ、発見できないことがあるので、月2回ではなく、週に1回程度に調査頻度を増やすべきです。	【希少猛禽類】 ・オオワシについては、風力発電機稼働前のH13-14年の調査時において、海岸沿い、砂丘林沿いを主に飛翔していたことが確認されており、現在も同様の飛翔行動が確認されています。年間予測衝突数については、既設風力発電機より新設風力発電機で少なくなると予測しています。以上により、風力発電機がオオワシに影響を与えている可能性は小さいと考えています。 ・チュウヒについては、H13-14年頃には2つがいの生息・繁殖を確認していました。その後、既設風力発電設備が稼働中の18年間で、対象事業実施区域周辺を採食場所として利用するチュウヒは7つがいまで増加しました。そのため、風力発電機がチュウヒの生息に大きな影響を与えている可能性は小さいと考えています。 ・事後調査については、現況調査と比較する必要があるため、現況調査と同様に月1回の調査を行う計画としています。 【ガン・ハクチョウ類】 ・リブレース工事計画では、既設風力発電機の撤去と並行して、新設風力発電機の建設を行う計画としていることから、風力発電機が立っていない期間は殆どないと考えられます。そのため、風力発電機が立っていない状態での調査は実質できないと考えております。 ・対象事業実施区域は、ガン・ハクチョウ類のねぐらや餌場間の移動ルート上にないことが現地調査結果により確認されています。渡りの際に既設風力発電機上空や周辺を通過する際には、高空を飛翔していることを確認しており、年間予測衝突数については、既設風力発電機より新設風力発電機で少なくなると予測しています。 ・事後調査として実施予定の猛禽類調査において、渡り鳥についても記録を行うことを検討いたします。

意見	一般の意見	事業者の見解
6 (続き)		【小鳥類】 鳥類の衝突防止対策については、実際の導入事例や効果についての情報収集を行っています。その情報等も踏まえて、採用の可否について慎重に検討しています。 【死骸探索調査】 死骸調査の回数については、環境省のマニュアルに従って設定しています。なお、持ち去りについても調査を行っており、種類により違いはあるものの、平均3日程度で持ち去られると考えております。この持ち去り率を踏まえて衝突数を補正が可能と考えております。

<協議会について>

意見書 2

意見	一般の意見	事業者の見解
7	■ 協議会 これらの調査結果や影響評価、事後調査のあり方の検討は、他の風力発電事業者、野鳥保護団体や地元の団体、観光関係者、地元自治体などを含めた、開かれた場で協議を行うべきです。	協議会の実施は現時点で予定していませんが、今後も NPO、地元自治体及び他社の風力発電業者と意見交換に努めます。

意見	一般の意見	事業者の見解
8	■縦覧方法 1. 周知 貴社が作成した環境影響評価図書の縦覧と意見書募集がホームページのみならず、地方自治体のホームページにも掲載したこと、また、地域住民向けの説明会を4回開催することで参加しやすくなったことは、一定の評価をできるものです。一方で、依然として当該事業の計画の存在自体を知らない地域住民が多くいます。今後はより多くの住民参加を促し、地域とのコミュニケーションを図るため、公共施設におけるポスターやチラシの掲示や配布などにより、周知徹底の努力をすることが必要です。 2 縦覧場所 土・日・祝日に開館している公共施設が環境影響評価図書の縦覧場所に含まれており、平日に日中に働いている住民でも図書の閲覧ができるようになっていることは、一定の評価をできるものです。しかし、それでも縦覧期間中に図書を閲覧できない住民が一定数いることを考慮し、縦覧期間以外でも当該地域の図書館または公共施設で閲覧できるようにしてください。 3. オンラインでの閲覧方法 貴社が作成した配慮書・方法書を含めたアセス図書を常時インターネット上で閲覧可能にしていることは先駆的な取り組みですので、今後も継続をお願いします。縦覧しているPDFのページは見開きとなっており、小さいPC画面ではページ全体を見ることができません。また、ページを拡大して閲覧している際には、ページが非常にめくりづらいです。そのため、一ページずつ閲覧可能とし、また、目次から各見出しに移動できるようにするなど、インターネット上で閲覧しやすい図書およびページ作りをしてください。 以上	準備書の住民説明会の実施について、天塩町では町内回覧でチラシを配布し、住民説明会の実施をアナウンスするなどの取組を行いました。評価書以降の手続きにおいても、多くの方に周知できるよう努めてまいります。 縦覧場所については、関係自治体の協力を得て設定しました。なお、縦覧期間外での図書館等における図書の公開は、意図しない形で乱用を避けるため、想定していません。当社ホームページで常時閲覧可能な状態としているため、そちらをご覧ください。 ご指摘を踏まえ、見やすさの改善に努めてまいります。

新聞紙における公告
北海道新聞 (令和 4 年 2 月 15 日 朝刊 33 面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「幌延風力発電事業更新計画 環境影響評価準備書」を公告・縦覧し、説明会を開催します。

一、対象事業について

事業者の名称 幌延風力発電株式会社

代表者の氏名 代表取締役 牧原 健二

所在地 北海道天塩郡幌延町浜里二番地四

対象事業の名称 幌延風力発電事業更新計画

原動力の種類 風力(陸上)

出力 二万キロワット

対象事業実施区域 北海道天塩郡幌延町浜里

二、縦覧について

期 間 令和四年二月十五日(火)～

三月十六日(水)の開庁・開館日

場所・時間 北海道宗谷総合振興局保健環境部

環境生活課、幌延町役場企画政策課、

幌延町生涯学習センター図書室、豊

富町役場一階ロビー、豊富町定住支援

センター、天塩町役場一階ロビー、天

塩町役場雄信内支所(雄信内生活改善

センター)・開庁・開館時間に準じる

電子縦覧 <https://www.horonde-wp.com>

三、意見書の提出について 準備書について、環境保全の見地から

のご意見をお持ちの方は、書面に氏名・住所及びご意見(日本

語をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函

頂くか、または問合せ先へ郵送ください。

提出期限 令和四年三月三十一日(木)まで

四、説明会の開催について

幌延深地層研究センター国際交流施設

三月四日(金)十八時～二十時 三月六日(日)十二時～十四時

豊富町民センター 三月五日(土)十七時～十九時

天塩町社会福祉会館 三月五日(土)二十時～二十二時

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、説明会は会場

変更等の可能性があります。変更する際は弊社ホームページ

にてお知らせしますので、参加予定の方はご確認ください。

五、お問合せ先 幌延風力発電株式会社

〒〇九八・三二七 北海道天塩郡幌延町浜里三番地四

電話〇八〇・八八三・八八四九(古本)

〇四五・五〇五・七七四二(枚原)

※土日祝日・年末年始を除く九時～十七時まで

天塩町 町内回覧
(令和 4 年 2 月 24 日発行)

班 回 覧

天塩町にお住まいの皆様へ

**オトンルイ風力発電所 更新計画
環境影響評価準備書 説明会のご案内**

幌延町浜里地区に設置されています、オトンルイ風力発電所の更新(建替え)計画が進められています。

環境影響評価法等の規定に基づき、風力発電事業者において「環境影響評価準備書」を作成し、2月15日より公開しています。

つきましては、下記の日程で「環境影響評価準備書」の説明会を実施いたします。

事業について詳しく知りたい方、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、是非お越しください。

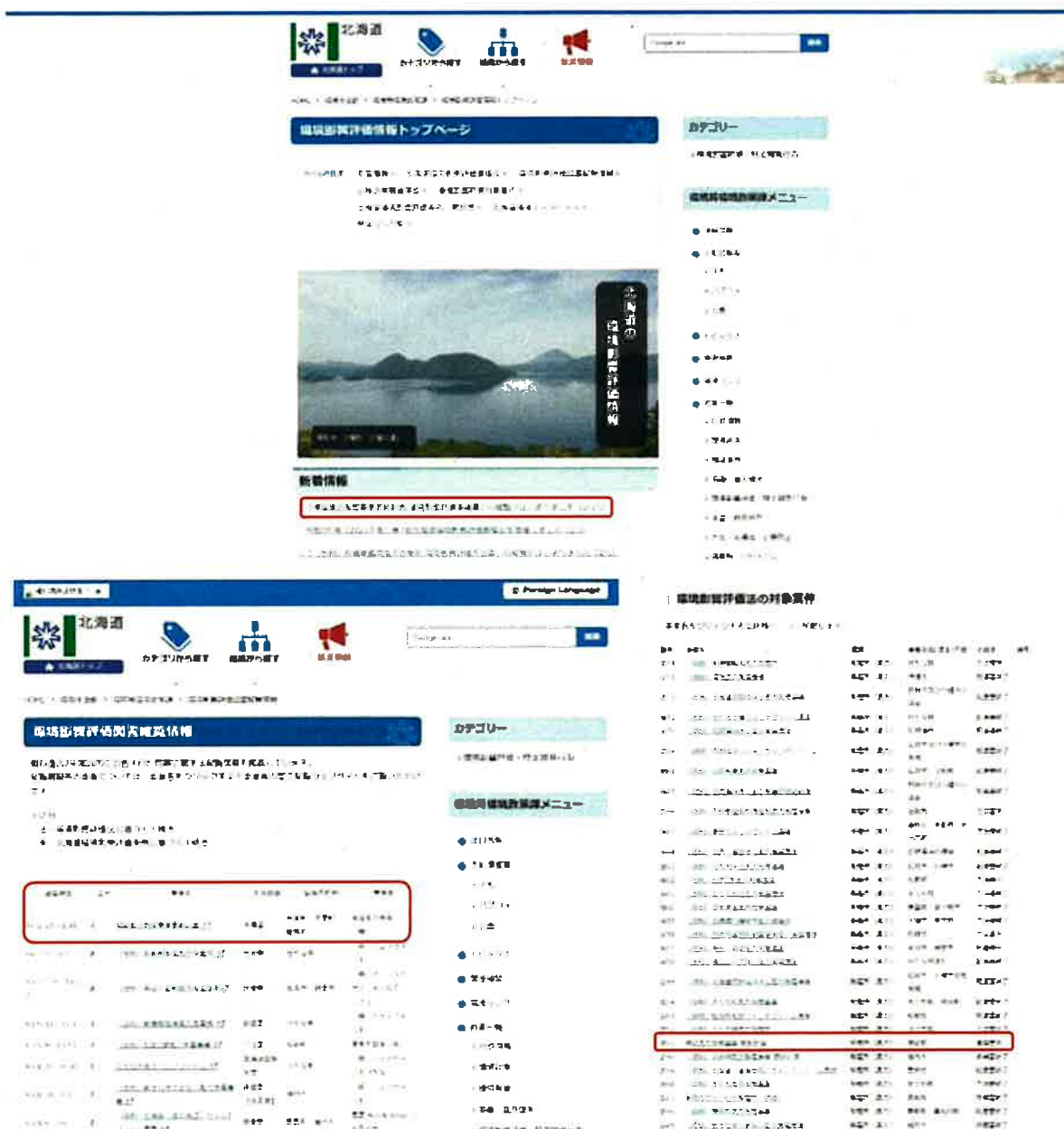
開催日時:令和4年 3月12日(土) 10:00~12:00

開催場所:天塩町社会福祉会館(天塩町海岸通5丁目)

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、説明会は会場変更等の可能性があります。変更する際は事業者ホームページにてお知らせしますので、参加予定の方はご確認ください。

(幌延風力発電株式会社ホームページアドレス <https://www.horonobe-wp.com>)

インターネットによる情報掲載
(北海道 ウェブサイト)



インターネットによる情報掲載
(幌延町 ウェブサイト)



北海道 幌延町
Hokkaido Horonobe Town

トップ

まちなりの紹介

まちなりの観光

町政情報

防災情報

役場の仕事

暮らしの情報

医療・健康

まちづくり町民参加

まちなりの財政

まちなりの産業

広報誌「ほろのべの窓」

幌延町例規類集

各種式ダウンロード

幌延町議会

教育委員会

幌延町国民健康保険診療所

災害情報

幌延町図書館蔵書検索

地域おこし協力隊 幌延町の魅力も発信 Base Town

職員・会計等任用職員の募集・採用情報

あなたをお待ちしています

ホーム ※ 役場担当部署一覧 ※ 企画政策課 ※ 「幌延風力発電事業更新計画」に係る環境影響評価準備書の概覧及び説明会について

「幌延風力発電事業更新計画」に係る環境影響評価準備書の概覧及び説明会について

環境影響評価法第16条及び第17条の規定に基づき、幌延風力発電事業更新計画に係る環境影響評価準備書の概覧及び説明会を実施します。

◆事業者の名称
北海道天塩郡幌延町浜雲32番地4
幌延風力発電株式会社（代表者：代表取締役 牧原健二）

◆準備書の概覧
概覧期間：令和4年2月15日(火)から令和4年3月16日(水)まで（各縦覧場所の開庁日・開館日）
縦覧場所・時間：

【稚内市】北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課／開庁時間に準じる
【幌延町】幌延町役場企画政策課／午前8時30分から午後5時15分まで
幌延町生涯学習センター図書室／午前9時から午後8時まで
【豊富町】豊富町役場1階ロビー／午前8時30分から午後5時15分まで
豊富町定住支援センター／午前9時から午後9時まで
【天塩町】天塩町役場 1階ロビー／午前8時30分から午後5時15分まで
天塩町役場補内支所（補内生活改善センター）／午前8時30分から午後5時15分まで

◆説明会
【幌延町】 令和4年3月11日(金) 午後6時から午後8時 幌延深地層研究センター国際交流施設
令和4年3月13日(日) 正午から午後2時 幌延深地層研究センター国際交流施設
【豊富町】 令和4年3月12日(土) 午後5時から午後7時 豊富町民センター
【天塩町】 令和4年3月12日(土) 午前10時から正午 天塩町社会福祉会館

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、説明会は会場変更等の可能性があります。
変更する際は事業者ホームページにてお知らせしますので、参加予定の方はご確認ください。
※まん延防止等重点措置が3/6まで延長されたことから、住民説明会の日程が変更になりました。

【詳細版】幌延風力発電事業更新計画に係る環境影響評価方法書の概覧及び説明会について
(PDF: 617KB)

幌延風力発電株式会社ホームページ

問い合わせ先・担当窓口

企画政策課

メールアドレス: kikakuseisaku@town.horonobe.lg.jp

インターネットによる情報掲載 (豊富町 ウェブサイト)

ふるさと納税

豊富町へのふるさと納税はふるさとチョイスからお申込みいただけます。



とよみパノラマ画像

豊富町のパノラマ画像をご紹介します。360°の星空や夕日をご覧ください。



「温泉利用型健康増進施設」に認定！

「ふれあいセンター」「自然観察館」が「温泉利用型健康増進施設」に認定されました！



とよみ動画チャンネル

豊富町のPR動画などをご紹介します。日本テレビで紹介された360°動画もご覧いただけます。



トピックス バックナンバーを見る



新たな門出を祝う [2022年01月09日 更新]



重要なお知らせ

- 2022年02月08日 新型コロナワクチン3回目【65歳以上】接種開始のお知らせ
- 2022年02月04日 役場職員の新型コロナウイルス感染について
- 2022年01月27日 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事案のお知らせ
- 2021年10月06日 【コロナウイルス関連】新型コロナウイルス関連情報について

新着情報

すべて

お知らせ

イベント

募集

一覧を見る

- 2022年02月15日 **お知らせ** 環境影響評価準備書の縦覧、説明会について
- 2022年02月14日 **お知らせ** 豊小HP「活動の様子」を更新しました。
- 2022年02月14日 **お知らせ** 豊富町空家等の適正管理に関する条例第11条第1項に関する公表
- 2022年02月10日 **お知らせ** 広報とよみ2月号を発行しました。

環境影響評価準備書の縦覧、説明会について

縦覧費額

環境影響評価準備書と計画 環境影響評価準備書

縦覧場所・時間

豊富町役場1階ロビー 午前8時30分から午後5時15分まで
豊富町定住支援センター 午前8時から午後5時まで

縦覧期間

令和4年2月15日(水曜日)～令和4年3月16日(木曜日)まで(各縦覧場所同様に、要予約)

縦覧方法

縦覧場所にて、環境影響評価準備書、要約書、意見書、縦覧案内、意見書受付用縦覧チケットを配布いたします。

インターネット公表

[電子版\(VR\)](#)

説明会

【日時変更】令和4年3月12日(土)午前9時から午後7時
【場所変更】環境影響評価センター(旧豊富公民館2F) (〒990-0001 豊富町大森1-1-1)
【参加費】無料(要予約) 参加には事前の環境影響評価準備書縦覧が必要となります。 詳細は要予約です。

連絡先

〒990-0001 豊富町 豊富町役場1階ロビー
環境影響評価センター
電話番号 090-2333-3649 (直通) 090-2333-3742 (直通)
〒990-0001 豊富町 豊富町役場1階ロビー

お問い合わせ・担当窓口

商工観光課 鉱山保安係

- 〒990-0001 豊富町 豊富町役場1階ロビー
- 電話番号 090-2333-3649 (直通) 090-2333-3742 (直通)
- メールアドレス 090-2333-3649
- 〒990-0001 豊富町 豊富町役場1階ロビー

掲載費負担：商工観光課 鉱山保安係

最終更新日：2022年03月02日

電話番号 090-2333-3649 (直通) 090-2333-3742 (直通)
メールアドレス 090-2333-3649

インターネットによる情報掲載 (天塩町 ウェブサイト)

町概要
天塩町の紹介
天塩町ふるさと応援条例
天塩町の歴史
防災情報
くらしの情報
税金・年金・保険
健康と福祉
町のしくみ・しごと
公共施設等の案内
天塩町の教育
天塩町議会
地方創生事業
入札・契約情報
サイトマップ
リンク集
お問合せ
天塩町からのお知らせ(四輪版)

防災無線フリーダイヤル

防災無線が聞き取りにくい場合、録音音声により固定電話・携帯電話から利用できます。ただし、1時間以内での対応となっております。



0800-800-1545
(通話料無料)

混み合っている場合は、時間を置いて再度おかけください。

北海道庁 > 政策情報 > 【2/15～3/16】 幌延風力発電事業更新計画に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について

【2/15～3/16】 幌延風力発電事業更新計画に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について

ページ作成日：2022年02月15日 ページ最終更新日：2022年03月04日 カテゴリー：政策情報

幌延町沿岸地区に設置されています発電施設（風車）の更新計画が進められており、環境影響評価法等の規定に基づき、風力発電事業者において「環境影響評価準備書」を作成する運びとなりました。については、一般の環境の保全から意見を求めるにあたり、「環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会を実施しますので、お知らせします。

縦覧書類

幌延風力発電事業更新計画 環境影響評価準備書

縦覧場所

- ・天塩町役場1階ロビー 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・天塩町役場雄信内支所（雄信内生活改善センター） 午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧期間

令和4年2月15日(火)から令和4年3月16日(水)まで（各縦覧場所の開庁日・開館日）

説明会

日時：令和4年3月9日(土) 午前10時から正午 令和4年3月12日(土) 午前10時から正午
場所：天塩町社会福祉会館 幌延地区開発センター国際交流施設（天塩町幌延町宮園町1-8）

※北海道内におけるまん延防止等重点措置の適用が再延長となったことから、会場を要します。

関連業者

幌延風力発電株式会社

その他

縦覧書類については、[幌延風力発電株式会社ホームページ](#)でもご覧いただけます。

インターネットによる情報掲載
(幌延風力発電株式会社 ウェブサイト)



幌延風力発電株式会社

HOME

会社概要

施設概要

リブレース計画

アクセス

関連リンク



NEWS

- 2022.03.04 まん延防止等重点措置の延長に伴い、天徳町の説明会会場を変更しました。
 2022.02.18 まん延防止等重点措置の延長に伴い、住民説明会の日程を変更しました。
 2022.02.15 環境影響評価法に基づき、「幌延風力発電事業更新計画（環境影響評価準備書）」の縦覧を開始致しました。
 2019.12.13 環境影響評価法に基づき、「幌延風力発電事業更新計画（環境影響評価方法書）」の縦覧を開始致しました。
 2019.01.21 環境影響評価法に基づき、「幌延風力発電事業更新計画（計画段階環境配慮書）」の縦覧を開始致しました。

説明会の開催

環境影響評価準備書について、環境保全の観点からのご意見をお伺いの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、開催場所に
 郵送付の意見書欄にご郵送いただくか、当社宛てにご郵送ください。

開催場所・開催日時

開催場所	開催日時
幌延風力発電センター 国庫交流施設	・3月4日(金) 11日(金) 18:00~20:00 ・3月6日(日) 17日(日) 12:00~14:00
豊島町民センター 幌延風力発電センター 国庫交流施設	・3月5日(土) 12日(土) 17:00~19:00
戸部町社会福祉会館 幌延風力発電センター 国庫交流施設	・3月5日(土) 12日(土) 10:00~12:00

- ・1 まん延防止等重点措置が3/16までの延長に伴い、住民説明会の日程が変更になりました。
 ・2 まん延防止等重点措置の延長に伴い、会場が使用できなくなった為、変更となりました。

配電方法及び方法書の縦覧

配電方式（送電・受電）に関する情報は、ほにのほににてお見いただけます。
 配電方式（送電・受電）に関する詳細情報は、ほにのほににてお見いただけます。

お問い合わせ先

幌延風力発電株式会社
 電話：090-8832-8849（占平）または 095-505-7742（牧野）
 ・土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時から午後5時まで

ご意見記入用紙

(No.)

「幌延風力発電事業更新計画 環境影響評価準備書に対する意見書」

[illegible]

■備考

1. 氏名及び住所は、環境影響評価法施行規則の規定により、必ずご記入ください。
1 枚でご意見を記載できない場合は、用紙右上に番号を付して、複数枚をご使用ください。
2. 意見書の提出先
縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記送付先へご郵送ください。
送付先：
〒098-3227 北海道天塩郡幌延町浜里 32 番地 4
幌延風力発電株式会社 古本、牧原 宛
3. 意見書の提出期限：令和 4 年 3 月 31 日（木）まで